**全体についての消防計画【追加分】**

【消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第91号）による追加】

　この計画は、消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第91号）に基づき、「管理権原者の権原の範囲」及び「全体についての防火管理業務の一部委託」の項目を従前の省令による共同防火管理協議事項（防火対象物全体にわたる消防計画）に追加し、防火対象物等の全体についての消防計画として作成するものである。

**第１　管理権原者の権原の範囲等**

**（管理権原の及ぶ範囲）**

１　管理権原が及ぶ範囲は、[別記「管理権限の及ぶ範囲」](#別記)のとおりとする。

　　なお、各事業所の消防計画においてもその範囲を明記するものとする。

２　各事業所の管理権原者は、防火管理の実態を把握し、防火管理者に防火管理業務を適切に行わせなければならない。

**第２　管理権原者の責務等**

**（管理権原者の責務）**

１　各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

　（１）管理権原者間の協議により、建物全体の防火管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を統括防火管理者に選任（解任）すること。

　（２）統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火管理業務を行わせること。

　（３）統括防火管理者を選任（解任）した場合、消防機関へ届け出ること。

　（４）（３）の届出に際しては、各管理権原者の主要な者として、　　　　を指名し、その代表者名をもって届出を行うものとする。

　（５）統括防火管理者の届出等の消防機関との連絡など防火管理上必要な事項を行うとともに、相互に意志の疎通を図り、建物全体の安全性の確保に努めること。

　（６）建物の全体についての防火管理業務の実施体制を確立し、維持すること。

　（７）火災等が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同して負うこと。

　（８）火災等発生の情報を受けた場合、自衛消防本部の設置を自衛消防隊長に指示すること。

▲（９）一部委託した防火管理業務が確実に遵守されるように相互に協力すること。

**▲第３　全体についての防火管理業務の一部委託**

**（防火管理業務の委託）**

１　建物全体についての防火管理業務の一部を委託を受けて行う者（以下「受託者」という）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火・防災管理者、防火・防災管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

２　受託者は、受託した建物全体についての防火・防災管理業務について、定期に統括防火・防災管理者に報告する。

３　受託者の建物全体についての防火管理業務の実施範囲及び方法は、[別表「全体についての防火管理業務の委託状況表」](#別表１)のとおりとする。

附則

　この計画は、年　　月　　日から施行する。

▲印は、該当する場合に定める項目であり、該当しない場合は削除します。

別記

**管理権原の及ぶ範囲**

【　　　　　　　　　　　】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 管理権原者名称（店舗名） | 権原の範囲（区分） | 番号 | 管理権原者名称（店舗名） | 権原の範囲（区分） |
| １ |  |  | ６ |  |  |
| ２ |  |  | ７ |  |  |
| ３ |  |  | ８ |  |  |
| ４ |  |  | ９ |  |  |
| ５ |  |  | １０ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 平　面　図**（管理権原の範囲を明示できる場合は、図面を記載する必要はありません。）** |
|  |

別表１（全体についての防火・防災管理業務を第三者へ委託している場合）

　　年　　月　　日現在

**全体についての統括防火・防災管理業務の委託状況表**

|  |
| --- |
| **全体についての防火・防災管理者の業務委託****（全体についての防火・防災管理者の業務を第三者へ委託している場合）** |
| 全体についての防火・防災管理者の業務を受託した者の氏名及び住所等〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕 | 氏名（名称）　住所（所在地）電話番号 |
| 受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲及び方法 | 常　駐　方　法 | 範　　囲 | □　出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　消防・防災設備等の監視・操作業務□　火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動　　□初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他（　　　　　）□　自衛消防訓練指導□その他（　　　　　　　　） |
| 方　　法 | 常駐場所 |  |
| 常駐人員 |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |
| 委託する時間帯 |  |
| 巡　回　方　式 | 範　　囲 | □　出火防止業務（火気使用箇所の点検など）□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　消防・防災設備等の監視・操作業務□　火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動　　□初期消火　□通報連絡　□その他（　　　　　　）□　自衛消防訓練指導□その他（　　　　　　　　） |
| 方　　法 | 巡回回数 |  |
| 巡回人員 |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |
| 委託する時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 通報登録番号 |  |
| 範　　囲 | □　消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務□　火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動　　□初期消火　□通報連絡　□その他（　　　　　　　　　）□その他（　　　　　　　　） |
| 方　　法 | 現場確認要員の待機場所 |  |
| 到着所要時間 |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |
| 委託する時間帯 |  |

（備考）「受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。